

## はしがき

本書は『ハイブリッド民法』シリーズの第4巻であり、いわゆる「債権各論」（民法第3編第2章から第5章まで）を扱う。債権総論（民法第3編第1章：本シリーズ第3巻）がすべての債権に共通する一般論を論じるのに対して、債権各論では、債権発生原因を4つ掲げ（契約、事務管理、不当利得および不法行為）、それぞれについて、どのように債権が生じるのか、どのような特徴があるのかを検討する。どのような場合に債権や債務が生じるのかを扱っているので、初学者にも具体的なイメージを掴むことが容易であり取り組みやすいであろう。もっとも、それだけに社会の変動を直接に反映する分野でもあり、とくに契約法は、2017（平成29）年に大きく改正された。2020年4月1日から施行される予定であるが、（想定される）読者が社会に出る頃には新法が通用しているであろうと考え、この版は改正法に従った記述をした。また、不法行為法などについても、最新の判例の動向等に注意しなければならない。このように社会の変化に応じて法も変わっていくのではあるが、それでも、本書に書かれている法理論が基礎となる。まず基本をしっかり身につけてこそ、先端的な応用問題を論じることができるのである。

『ハイブリッド民法』シリーズ全体の方針であるが、本書でも、窺見出しを付けてポイントを絞り、メリハリの効いた叙述を心がけた。執筆者はみな法学部や法科大学院で実際に講義をしており、学生に理解させるノウハウをそれぞれ有している。それを存分に発揮してもらい、明快でわかりやすい記述になっていると思う。また、抽象的な法規範が実際の事件にどのように適用されるのかについて具体的にイメージしやすいように、**Case**を多用した。関連する話題で社会的に注目されたものなどについては**Topic**で取り上げて読者の注意を喚起し、さらに、先端的な問題について考える契機となる論点については**Further Lesson**として解説を加えてある。判例や学説を単なる「公式」として暗記するだけでなく、その公式がなぜ合理的なのか（そもそも合理的なの

か) 自分の頭で考えてほしい。

さて、学習が進めばそれぞれの論点についての判例や学説の知識は増えるが、では、実際に事件をみて何が論点となるかすぐに見抜けるであろうか。そのためには、まず、法理論を「理解」するだけでなく「体得」することが必要であるので、章末にある *Exam* によって知識を確認してほしい。また、民法上の各制度の相互関係は複雑であり、とくに、一見したところまったく別の制度のようにみえるのに機能が類似している場合が曲者である。自分の知識を機能的な観点から再構成して、「どのような場合にどのような条文が使えるのか」を整理しておかないと「使える」法律学にはならない。巻末の *Hybrid Exam* では複数の分野にまたがるような問題を出してあるので、民法全体についての横断的な復習をするのに活用してほしい。

今回も法律文化社の野田三納子氏からさまざまな示唆や励ましを頂いたが、執筆者の「独りよがり」を防ぐためにも編集者の目が必要である。ここに記して感謝したい。本書が、法学部学生や法科大学院の（とくに未修者の）院生の民法学習の有力な手助けとなることを祈る。

2018年3月

滝沢 昌彦  
武川 幸嗣  
花本 広志  
執行 秀幸  
岡林 伸幸